2019年7月 第21号

2019年7月1日発行

朝鮮学校無償化実現・福岡連絡協議会 <u>- 朝鮮学校無償化裁判を支援</u>する会ー

ロロ・コー通信

ミレとは未来という意味

事務局 ・ 北九州

北九州 〒807-0825 北九州市八幡西区折尾3-5-1 九州朝鮮中高級学校内

TEL 093-691-4431 / FAX 093-691-4441

- 福 岡 〒812-0044 福岡市博多区千代4-29-50-6階 福岡県朝鮮学校を支援する会 TEL 092-633-3745 / FAX 092-633-3310

http://msk-f.net mail:info@msk-f.net

目次:

第一番(福岡地裁)) 倉支部) 1 判決について

不当判決を受けて(感想文) 2

判決報告集会 3

「ハ号削除」と 3 「規程13条に」ついて

九州朝鮮中高級学校 4 卒業式・入学式







第1審(福岡地裁小倉支部)判決について 弁護士 白石 賞

■ 編集部から

2019年3月14日(木)、福岡地裁小倉 支部には、九州中高の中3から高3生 徒・北九州初級の初6児童と教職員ほ か、県内はもちろん日本各地や韓国から も同胞・支援者が集まり、たった37の傍 聴券を求めて約320人が列をなした。

司法の公正な裁きを期待した参加者 達は、国の違法性に目を向けず原告の 主張を退けた不当判決に対して怒りに 身を震わせた。

今回は、本判決はどのようなものであったかを知るために、弁護団に新しく参加された白石覚弁護士に寄稿をお願いした。

■ 白石党弁護士の寄稿

みなさん, はじめまして。

この度朝鮮学校無償化裁判の弁護団に加入いたしました。弁護士の白石覚と申します。今年の1月に弁護士になった

まだまだ新人弁護士ではありますが、少しでも原告のみなさんの力になれれば、と思います。



ここでは、私が弁護団加入前の本年3 月14日に言い渡された、第1審判決(本 判決)についてご報告したいと思います。

1 判決の概要について

- (1) 第1審における主な争点は、
 - ①本件不指定処分の理由が何か(文 科大臣による i ハ号削除か ii 13 条不適合とした判断[規程13条を みたすとは認めるに至らないと判 断したこと]か),
 - ② i ハ号削除を理由とする不指定処 分の違法性
 - ③ ii 13条不適合とした判断の違法性 (文科大臣の判断が裁量権の範囲 を逸脱, 濫用したものといえるか) の3つでした。

(2) 本判決は,

①については、ii 13条不適合判断の違法性が認められないのであれば、i ハ号削除が違法であったとしても、原告らに対し就学支援金は支給されないこととなるのであるから、i の違法性について判断する必要はなく、ii の違法性(= 争点③)を判断すれば足りる、としました。

そして、③については、規程13条についての判断は、文部科学大臣の専門的、技術的判断(裁量=よほど不合理であるといえなければ適法になる)に委ねられており、教育基本法16条1項の「不当な支配」についての事情を考慮することができる。今回の判断は、朝鮮総聯の朝鮮学校とのつながりあるいは影響力についての、公安調査庁の調査や一部報道が存在することからすれば、文科大

ロ래・ミレ通信

ミレとは未来という意味

臣の判断に違法があると認めることはできない、としました。

2 検討

(弁護団の見解ではなく、あくまでも私 個人の意見です。ご了承ください。)

ここでは、③について検討したいと思います。

(1)「不当な支配」とは…?

本判決は、「不当な支配」について考慮することができる事情として、上記朝鮮総聯と朝鮮学校との関係性をあげていると考えられます。それに続けて、そうした事情からすると、文科大臣の13条不適合の判断は違法とはいえない、としています。

...? 果たして, 本判決はどのような考え方なのでしょうか?

総聯の学校に対する関係が「不当な 支配」にあたるとしたのでしょうか?し かしながら、「不当な支配」にあたる若 しくはその疑いがあるとは述べていません。そもそも、「不当な支配」とはどういったことを指すのかについても述べられていません。

「不当な支配」がどういう場合に認められるかがわからなければ、「朝鮮総聯と朝鮮学校の関係はけしからん!」となんとなく思っただけで、「不当な支配」があり13条をみたさない、と判断することが簡単に可能となってしまいます。

(2) 忘れ去られた子どもたちの「教育を受ける権利」

仮に、「不当な支配」が、国家機関が 教育機関に対し不当に影響力を及ぼし ていることを意味するとすれば、朝鮮総 聯と朝鮮学校の関係がどのようなもの であるかを考慮することになります。

しかし,支給法(「高校無償化法」)の目的は,本判決の指摘する通り,「教育

の機会均等に寄与すること」であったはずです。教育を受ける主体は、子どもすなわち生徒であって、彼らには憲法26条によって保障された「教育を受ける権利」があります。あくまでも、支給法は、彼らを経済的に支援することで、安心して教育を受けられるようにするための法のはずです。

このことに思いを致せば、単に朝鮮総聯が朝鮮学校に影響力を及ぼしているとの疑惑が否定できない(しかも、影響があるということが不当かどうか、という点にも疑問は残ります)、ということから、就学給付金を支給せず、子どもたちに負担を貸すことが、正当といえるのでしょうか。

3 これから

しかし、まだまだ終わったわけではありません。福岡高等裁判所へ場は移りました(控訴審)。私は初陣となります。 みなさんとともに、頑張りましょう!

不当判決を受けて(感想文) 九州朝鮮中高級学校 高級部2年 女子生徒

私は中学生の時まで高校無償化について詳しく知りませんでした。ただ、日本学校に通う生徒にはあって、ウリハッセン(朝高生)にはない制度の話くらいにしか思っていませんでした。それくらい自分から遠い問題に思えました。

しかし、実際に自分が高校生になり、 当事者となると知ることが多くて、身近 な問題になると同時にそこには憤りと 新たな疑問が生まれました。

街中で高校無償化実現のための街頭宣伝をしたり、現役の高校生が普通は行くことない裁判所で理不尽な話を聞いているときも、「私たちがなにをしたのか、なぜ私たちがこんな思いをしなければならないのか」と。

その中でも一番忘れられないのは今年、3月14日の判決の日です。判決の結果を外で待ちながら、心の奥では必ず勝てると信じていました。傍聴席に入れる人が少ないため、外にはたくさんの同胞や日本の方々で溢れかえっていて、私の位置からは判決結果が見えませんでしたが、敗訴判決だと知った

時、私は呆然と立つことしかできません でした。

まるで私たちが勝つことなどあり得ないのだと言われてるようでとてもくやしく、司法が私たちを守ってくれると信じた自分自身が情けなくなりました。

「私たちを差別するな!!」

この悲痛な叫びは裁判官や裁判所の中の人たちに届いたのでしょうか。

「どれだけ叫べばいいのだろう・・・」どこからともなく歌い始めた「声よ集まれ、歌となれ」の歌を一緒に大声で歌う私の目からは涙がこぼれ落ちてきました。悲しさからではなく、怒りから涙が止まりませんでした。

私の怒りと涙は今も心の奥に残っています。私たちはこれからも闘い続けなければならない。そのためにもこの怒りは忘れてはならない、消えてはいけないのだと思います。

私たちは今まで在日同胞の権利をす

べて闘い、勝ち取ってきました。

私たちの戦いはまだ終わっていません、この一日、この一瞬、弁護団の先生方をはじめとしたたくさんの方々が支援をしてくださる中、当事者である私たちに何ができるのか。

私はウリハッキョでたくさん学びたいです。そして前に進みたいです。

皆が手を取り合い、勝利を分かち合う そのときまで、戦い続けます。

- 広島(控訴審) 2019年7月23日(火)に陳述書 の補充が行われる予定です。
- 愛知(控訴審) 裁判が結審し、判決期日が追っ て指定されます。
- 大阪(上告中) 上告理由書を提出しています。
- 東京(上告中)上告理由書を提出しています。

2019年7月

九州無償化裁判第一審判決·原告敗訴 報告集会 控訴審へ意欲!! 日朝学術教育交流協会会長 中村元氣

3月14日の不当判決後、午後6時半から北九州商工貿易会館で報告集会が行われました。

まず、金敏寛弁護士が地裁判決の結果を伝え、この間、裁判支援運動に尽力してくれた人々に改めて感謝の意と、控訴審への意欲を伝えました。



続いて、九州無償化弁護団の<mark>朴憲浩 弁護士</mark>が判決の分析報告をしました。 朴弁護士は地裁判決の内容について、「端的に言うと非常に不誠実だしと ても空虚」と感想をのべたあと、「諦め ずに、より怒りを込めて正しいことを

各地からもたくさんの支援者が駆けつけ、東京、愛知、大阪、広島から連帯のあいさつがあり、それぞれの経験を発現しながら九州無償化裁判に携わってきたすべての人たちを激励しました。

言っていく」と言葉を強めました。



その後、九州 朝高生たちが 公演を披露し、 先代たちによる 民族教育を守

るための闘いを、次は自分たちが継いでいくと決意をアピール。裁判所の前で 悲痛に泣き叫んでいた子どもたちが笑 顔で希望を語る様子に再び涙する人も いました。

アピールはその後も続き、九州中高

オモニ会の代表たちは、福岡県下にあるすべての朝鮮学校のオモニ会の力を借りて製作してきた「折り紙チマチョゴリ」を紹介しました。

次に<mark>留学同九州</mark>が発言。そして、この日、韓国から駆けつけた「朝鮮学校と共にする市民の会」のリ・ヨンハク常任代表、「ウリハッキョと子どもたちを守る市民の会」のソン・ミヒ共同代表、「キョレハナ」の教育局長を務めるシン・ミリョンさん、「モンダンヨンピル」の事務総長を務めるキム・ミョンジュン監督が、次々と激励と決意の発言をしました。

続いて、全国オモニ会代表の一員として登壇した京都朝鮮中高級学校オモニ会の<mark>朴錦淑会長</mark>が発言しました。どの発言も、子どもたち、そして保護者たちの気持ちに寄り添ったメッセージでした。

その後、「朝鮮学校無償化実現・福岡連絡協議会」の中村元氣代表が声明文を発表し、「朝鮮学園を支援する全国ネットワーク」はじめ、全国各地から応援のメッセージが寄せられていることを伝えました。

次いで、服部弘昭弁護団長が改めて 弁護団声明を朗読した後、最後に、福 岡朝鮮歌舞団が前に立ち、参加者全 員で「声よ集まれ、歌となれ」を合唱し、 報告集を終えました。

裁判はまだまだこれから。控訴審で の勝利を信じて、今後も頑張っていきま しょう。

瑞木 実

イ)が本国認定校、ロ)が国際的評価機 関認定校、ハ)が朝鮮学校を想定して いた個別認定校。

そして規定ハ号による指定のための規程13条(最下位)が定められた。

最下位に位置する規程でもって、最上位の無償化法を否定することは法の 精神に反する。

- 2、文科大臣によるハ号削除は、委任 の範囲を逸脱した裁量権の乱用であ り、無償化法に反する違法行為。
- 3、規程13条を拡大解釈して、朝鮮高 校を不指定処分したことは違法行為。
- 4、不指定処分は、政治的外交的理由 によるものであることは明らか。
- 5、不指定要件の「ハ号削除」と「規程1 3条の適合性」の二つの理由は論理的 に成立しない。

規程13条はハ号が存在することが前提となっている、存在しない規程での不指定処分は、筋が通らないし、権力の横暴である。

6、地裁判決は、国の主張を丸呑みした論理性に欠如し、推測に基づいた不当判決であり、規定ハ号を削除した国の違法性については言及しなかった無責任な判決である。

. . .

2013年12月19日に提訴し、5年3か月の長きにわたって行われた裁判が、今年3月、不当判決の言い渡しという最悪の結果を迎えました。

事実と証拠に基づいて判断を下すべき裁判官の職責を放棄した判決に言葉がありません。

「私たちは最後まで闘う!」—。判決当日、生徒たちはもうすでに次の闘いへの決意を叫んでいました。5年以上に渡って訴えてきたことを無視され再び深く傷つけられた当事者である子どもたちが、なお強くいなければならない現状、それを強いる日本社会のむごさを感じると共に、正しい共生社会を築くためにも必ずこの裁判で勝訴することが必要だとの念を強くしました。

「ハ号削除」と「規程13条」について 朝鮮学校を支える会 事務局長

裁判の争点となった問題について今 一度整理してみました。

これからの控訴審に向けて裁判の概要を理解する一助になれば幸いです。

1、「規定ハ号」と「規程13条」の法的

位置関係

「高校無償化法」(最上位)が2010年 4月に施行され、法を施行するための 「規則」(上位)が制定された。規則の中 に外国人学校を対象した項目があり、

すべての子どもには学びへの権利があります!

